

平成18年3月20日

教育委員会規則第34号

改正 平成24年3月27日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）の職務その他推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 推進委員の定数は、52人以内とする。

(委嘱)

第4条 推進委員の委嘱は、教育長の推薦を受けて坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても推進委員を解嘱することができる。

3 推進委員は、再任を妨げない。

(服務)

第6条 推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 推進委員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成24年3月27日教委規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。